

環境・農水常任委員会資料
平成 27 年（2015 年）7 月 9 日
滋賀県農政水産部農政課

（仮称）滋賀県農業・水産業基本計画の素案について

1 これまでの策定経過等

県では農業・水産業の基本計画である「しがの農業・水産業新戦略プラン」を平成 23 年 3 月に策定し、農業の安定経営、農業水利資産の保全と農村振興、需要に応える農畜産物づくりなど 6 つの重点戦略を定め、取組を進めているが、平成 27 年度をもって計画期間が終了する。また、この間、本県の社会経済を取り巻く環境は大きく変化するとともに、農業・水産業をめぐる県内外の情勢も急激に変化している。

こうした課題や環境の変化を踏まえ、おおむね 10 年後を見据えて、今後 5 年間の中長期的な施策の展開方向を示す新たな農業・水産業の基本計画を策定することとし、平成 26 年 12 月に滋賀県農業・水産業基本計画審議会を設置し議論や検討を行い、また、関係機関・団体、生産者等の意見を聴きつつ、策定作業を進めているところ。

2 策定に向けたスケジュール（予定）

平成 26 年 12 月 3 日 第 1 回審議会（諮問、本県農業・水産業の現状、課題等について）

平成 27 年 2 月 12 日 第 2 回審議会（本県農業・水産業の目指す姿について）

3 月 市町、関係団体、生産者等から意見聴取

3 月 27 日 第 3 回審議会（重点的に取り組む項目等について）

6 月～ 市町、関係団体、生産者等との意見交換

6 月 19 日 第 4 回審議会（計画素案について）

8 月 第 5 回審議会（計画答申案について）

審議会答申

9 月～ 県民政策コメント、市町・関係団体等意見照会

12 月 県議会へ策定状況報告

平成 28 年 2 月 県議会への提案

3 月 議決の後、策定

第4回滋賀県農業・水産業基本計画審議会における主な意見

○全体について

- ・ 国が掲げている農業の数値目標なり政策をどう盛り込むのかを視野に置くこと。
- ・ 計画の中に、この計画をどのようにして県民に知ってもらい、農業が県民生活の大きな要素という理解がされるような方策も入れるとよい。
- ・ 具体的に今書けない内容は、検討に重点を置き、何をどう取り組むかを分かるように書けば、それが戦略的な施策になる。状況によってまだ判断も変わる可能性があるなら、状況を見ながら施策をバージョンアップしていくような仕組みを作るのもいい考え方。
- ・ 概要版の各施策の表し方が羅列的であり、もっと有機的に考えられないか。
- ・ 目指す姿の三つの輪は、三つのバランスを何とかうまくとっていきましょうみたいな感じに見えてしまう。産業振興をきちんとやれば、地域づくりはおのずとできて、環境配慮もできますよと、そういう形にできないか。
- ・ 儲かるために重要な柱として、産業振興策が必要と思うが、計画には生産面、販売面、6次産業化という項目が盛り込まれているので良いのではないか。

○具体的な施策について

- ・ 人材の確保について、県内の全ての子供たちに農業や漁業という産業を尊敬できる産業として認識してもらうような働きかけが必要。
- ・ 他分野との連携施策の推進の中に食育について触れられているが、人材の確保・育成の中の施策との関係が見えない。
- ・ パン用小麦、飼料麦、飼料トウモロコシなどの作付推進も必要ではないか。
- ・ 大豆や麦、飼料用米の作付推進の出口（マーケット）をどうするのかが見えない。
- ・ 耕畜連携という言葉が無い。田んぼと畜産農家の連携姿勢が全然書けていない。
- ・ 農業者の意見を聞いてトライする場面もあると思う。農業現場におけるイノベーションみたいな単語が無い。改革路線もしくは地域の声を吸い上げるような施策を一つ盛り込んではどうか。

(仮称)滋賀県農業・水産業基本計画 素案【概要版】

環境・農水常任委員会資料
平成27年(2015年)7月9日
滋賀県農林水産部農政課

I 計画策定の趣旨

1 策定の背景

- 「しがの農業・水産業新戦略プラン」の課題の総括
- 本県農業・水産業を取り巻く環境の変化
- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」等による農政改革の進展
- 人口減少・地方創生への対応の必要性

2 基本計画の性格

- 「滋賀県基本構想」を上位計画とする農業・水産業部門の基本計画
- 県農政の総合的な推進の指針

3 計画期間

平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までの5年間

4 計画の進行管理・評価

年度ごとに成果目標の達成度の把握や施策評価を実施し、公表

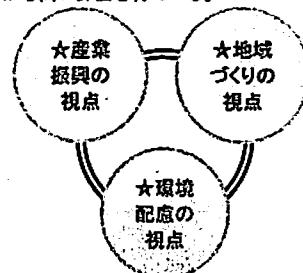
III 本県農業・水産業の目指す姿(概ね10年後<2025年>)

目指す姿(総括)

琵琶湖をはじめとする環境との調和を図りながら、需要に即した安全・安心な農畜水産物を安定的に生産・供給できる、産業として競争力のある農業・水産業が確立されている。

また、農村・漁村が有する農地等の地域資源が適切に保全され、多面的機能が維持発揮されるとともに、多様な人の参画のもとで魅力と活力のある地域づくりが進んでいる。

こうしたことを通じて、県土の保全や先人が守り育ててきた琵琶湖をはじめとする美しい自然、近江の文化・風土の継承に貢献している。さらに、環境こだわり農業に代表されるように、人々の暮らしと琵琶湖など環境との調和を目指した取組の積み重ねを通じて、県内外で生産される農畜水産物の価値が理解され、県内外から高い評価を得ている。



農業振興(人づくり、ものづくり、場づくり)、地域づくりおよび環境配慮の視点から描く。なお、これら3つの視点は相互に密接に関係している。

1 農業振興の視点

(1) 女性や若者など農業・水産業を営む意欲あふれる人材が確保され、地域との連携・協力のもとで、担い手による力強い持続的な経営が展開されている。また、小規模・副業経営など多様な農業者や漁業者が生産活動を行っている。

(2) 県内農地の大半を占める水田が最大限に活用され、水稻と麦・大豆・野菜等を組み合わせた生産性の高い水田農業が確立されている。また、市場や消費者の需要に即して、より安全で安心な農畜水産物がコストの削減を図りながら、安定的に生産・供給されている。

(3) 近江米、近江牛(うし)、近江の茶、湖魚のほか近江の野菜などの魅力が広く県外に、さらに海外へ発信され、ブランド力が高まっている。県内では、生産者と消費者の結びつきが強まり、地域地消の取組が広がっている。

(4) 地域における話し合いにより耕作者や土地持ち非農家等が相互の理解のもとで、農業水利施設などの生産基盤が良好な状態で維持・保全されている。また、琵琶湖における漁場や産卵繁殖場が適切に保全されている。

2 地域づくりの視点

耕作者だけでなく土地持ち非農家や地域住民など多様な主体が地域の実情に応じた将来像を話し合い、役割分担しながら農地等の地域資源の保全に取り組んでいる。

福祉や教育、観光などの他分野との連携のもとで、「食」や「農」を通じたさまざまな交流活動が展開されるとともに、農村・漁村の持つ豊かな地域資源を活用して新たな価値が生み出されている。

3 環境配慮の視点

環境こだわり農業が定着し、環境に配慮した生産活動や生物多様性を守るための活動が広く行われている。琵琶湖や内湖においては、水草や外来魚対策等が進み、豊かな水産資源が保全されている。

IV 重点政策(新たな課題への対応)

○農業振興の視点

地理的表示保護制度(GI)の積極的活用によるブランド力の強化と県産農畜水産物の魅力発信と消費拡大、海外への輸出拡大

・6次産業化・農商工連携、観光事業者との連携など経営の多角化や集落型法人の広域化による経営体制の強化とこれに対応する多様な人材の確保・育成

・近江米の販取り方式を基本とする卸売業者や大口需要者との安定取引の推進

・近江牛(うし)の子牛の哺育・育成や繁殖雌牛管理を行うキャトル・ブリーディング・ステーションの整備による繁殖牝牛および肥育牛の県内確保

○地域づくりの視点・環境配慮の視点

・農業水利システムと魚のゆりかご水田が繋りなす琵琶湖と共生する滋賀の環境こだわり農業の「世界農業遺産」認定を目指す取組の促進

・「地域農業戦略計画」に基づき、集落自らが将来の農業・農村の姿を描き、その実現のための話し合いを関係機関・団体と一緒に推進

IV 重点政策(5年間:H28年度～H32年度)

★産業振興の視点 1 力強い農業・水産業の確立

(1)元気な担い手による魅力ある経営の展開

①競争力のある担い手の育成

- ・6次産業化の推進、商工・観光事業者との連携による経営の多角化
- ・集落の話合いによる担い手（個別経営、集落営農組織）への農地集積促進、集落営農法人の強化
- ・農地中間管理事業の活用など企業等を含めた新規参入者への農地の貸付け推進
- ・普及事業、試験研究による総合的支援
- ②農業・水産業の新たな人材の確保・育成
- ・就農希望者への情報提供、相談活動、就業準備の支援
- ・県内大学生等の農業法人等へのインターンシップの推進
- ・中学・高校・大学生の農業体験等を通じた職業選択意識の喚起
- ③地域農業戦略指針に基づく担い手を支える制度の仕組みづくり
- ・集落自らが将来の農業・農村の姿を描き、その実現のための話し合いを関係機関・団体と一緒に推進
- ④農業・農村で活躍する意欲的な女性の育成と経営参画の促進
- ・女性のアグリビジネスの取組、起業の支援
- ・女性が経営能力発揮できる農業法人の育成

(2)戦略的な農畜水産物の生産振興

①みずかがみの畜産化と求めの近江米振興

- ・「みずかがみ」の畜産体制確立・主力品種（コシヒカリ・秋の時）の特A取得
- ・買取り方式を基本とする販売渠や大口需要者との安定取引の促進
- ②地域特性に応じた栽培作物の本作化による水田のフル活用
- ・集落を基本とする地域ぐるみの土地利用調整の維持支援
- ・大豆の作付拡大の推進・麦・大豆の不適地等に対する飼料用米の作付推進
- ③マーケットインの視点からの野菜等の園芸作物や近江の茶の生産振興
- ◆野菜等園芸作物
- ◇「産地形成型園芸」の推進（水田での野菜・果樹・花きの作付け推進、JA連携による広域型産地の育成）
- ◇「呼び込み型園芸」の推進（少量多品目生産と地場供給の推進、直売所の活性化、観光農園の設置促進）
- ◆茶
- ・担い手への茶園集積、施設の集約化・新たな茶葉の生産拡大と機能性を活かした新商品化
- ④近江牛（し）など畜産の振興と飼料自給率の向上
- ・子牛の哺育・育成や繁殖頭牛管理を行うキャトル・ブリーディング・ステーションの整備・畜産クラスターの活用による収益性の向上
- ・資源循環型養豚の推進・鶏卵・鶏肉の地産地消の推進
- ⑤琵琶湖漁業の資源量の回復と養殖業の振興
- ・在来魚介類の稚苗放流の実施・資源管理型漁業の推進・養殖業の振興
- ・外来魚やカワウ駆除の実施・水草刈取り、湖底耕うん、ワタカの放流の実施
- ⑥安全・安心な農畜水産物の生産
- ・農業生産工程管理（GAP）の取組拡大
- ・家畜伝染病の発生予防と危機管理体制の強化、農場HACCPの普及
- ・動物用医薬品や農薬等の適正使用の指導
- ⑦ICT（情報通信技術）等新技術の活用
- ・熟練農業者のノウハウのデータ化、生産工程管理への導入支援

(3)農畜水産物の魅力発信と消費の拡大

①県産良品水産物の認知度向上と販路拡大

- ・ブランド力強化のための地的表示保護制度（GI）の活用促進
- ・京阪神、首都圏など県外へのPRと販路開拓、拡大・海外への輸出拡大の促進
- ・「琵琶湖八珍」などの観光客や消費者へのPR・近江牛の販売戦略構築による販路拡大
- ②環境にこだわり農産物の理解促進と付加価値の向上
- ・琵琶湖流域の消費者への理解促進、消費拡大PR
- ・環境にこだわり農産物の販路拡大など流通促進、加工食品の利用・販売の促進
- ③「おいしが うれしが」キャンペーンなど地産地消の推進
- ・多様な事業者との連携・食品事業者等との交流促進・食育の推進
- ・学校給食への利用促進・消費者が行う消費促進活動の支援

(4)担い手と地域を支える良好な生産基盤の保全

①農業水利施設のアセントマネジメントの推進

- ・アセントマネジメント中長期計画に基づく基幹的な施設の保全更新対策の推進
- ・施設や機能診断についての情報を一元管理するデータベースシステムの充実強化
- ②農地の利用条件の整備
- ・区画の拡大や水路の補修等の実施・畦渠排水の整備による水田の汎用化促進
- ③水田農業を守る農業用施設の適正管理
- ・農業構造の変化に対応した施設管理を行うための指針等の作成
- ・農業用施設の合理的な水利用のための管理手法等の指導・助言
- ④在来魚介類の産卵・繁殖場などの整備・保全
- ・ニゴロブナなどの産卵・繁殖場回復のための水ヨシ帯の造成
- ・セタシジミやホンモロコの生息場となる砂地の造成

★地域づくりの視点 2 誰もが暮らしやすい活力ある農村・漁村の振興

(1)多様な主体による農地等の維持保全

- ①地域農業戦略指針に基づく魅力ある農村の創出
- ・集落自らが将来の農業・農村の姿を描き、その実現のための話し合いを関係機関・団体と一緒に推進
- ②地域ぐるみによる農地や水路・農道・環境の保全
- ・「地域農業戦略指針」に基づき、水路や農道等を維持管理する共同活動が低迷している集落への働きかけの強化
- ・広域活動組織（旧市町単位、100ha以上の水系単位）の設立支援
- ③中山間地域の生産活動の維持
- ・近隣集落との共同作業など集落間連携の推進・多様な団体との連携による活性化
- ・畠田の魅力発信、農業体験ツアー、農家民宿などによる都市農村交流の推進
- ④農村・漁村地域の防災・減災対策の推進
- ・農業用ダム等の耐震点検の推進と危険な農業用施設の整備
- ・ため池のハザードマップの作成
- ⑤鳥獣害のない集落づくり
- ・集落リーダーの活動支援・「滋賀県型和牛放牧」の推進
- ⑥耕作放棄地の発生防止と再生利用の推進
- ・担い手対策、農地集積対策など総合的な取組支援

(2)農村・漁村の持つ地域資源の活用

- ①移住・定住につながる多様な交流活動の促進
- ・祭り、農業体験、柳田ボランティア、観光地との連携した直売など農村活性化の取組支援
- ②農村・漁村の新たな価値の創出
- ・農業水利システムと魚のゆりかご水田が繋がりなす琵琶湖と共生する滋賀の環境にこだわり農業の「世界農業遺産」認定を目指す取組の促進
- ・地元商工業者、大学等との連携による新たな特産品の開発
- ・河川漁場への遊漁者増加の取組の支援
- ③都市的地域の特性を生かした農業の振興
- ・都市農業振興基本法に基づく地方計画の策定
- ・都市的地域の利点を活かした直売所向け農産物の生産支援
- ・市民農園、体験農園などを通じた農業に対する理解の促進

★環境配慮の視点 3 琵琶湖をはじめとする環境に配慮した農業・水産業の展開

①環境にこだわり農業のさらなる推進

- ・環境にこだわり農産物の栽培面積の拡大・環境負荷低減の新たな技術の開発・普及
- ・農業水利施設の保全更新時に節水型・循環型対策を一緒に推進
- ②琵琶湖や水田等の生物多様性の保全
- ・魚のゆりかご水田など「豊かな生きものを育む水田づくり」取組面積の拡大とネットワークの構築
- ・外来魚やカワウ駆除の実施・水草刈取り、湖底耕うん、ワタカの放流の実施
- ③琵琶湖環境研究推進機構による研究と成果の活用
- ・森林・河川・琵琶湖などの水系や環境の「つながり」の視点からの漁獲量の減少要因の解明
- ④資源活用により環境保全に貢献する畜産業の推進
- ・飼料用米や福島県粗飼料（WCS）の利用拡大・エコフィードの利用推進

V 他分野との連携施策の推進

他分野との連携により施策を効果的に推進

1 商工・観光

- ・農畜水産業者と商工・観光分野の事業者とのネットワークの構築
- ・畜産振興に向けた農政、商工の各種施策の効果的な活用による6次産業化と農商工連携の推進
- ・多様な主体との連携を通じた滋賀の食材の魅力発信による「滋賀・びわこブランド」の向上
- ・観光分野との連携による観光需要の開拓と受入れ体制整備の充実支援
- ・県内産農産物を利用した食品工場等の立地促進

2 教育

- ・学校給食、農業体験等を通じた子どもたちへの食育の推進
- ・農林漁業者等による出前教室などの体験授業の提供、食文化継承の取組推進
- ・地域課題解決に向けた県内大学との共同研究による商品開発や販路開拓の支援
- ・県内大学との連携による農業法人等におけるイクイッシャ推進と県内就農促進

3 森林・林業

- ・木質未利用資源などのエネルギー・資源活用型農業への利活用の推進
- ・農業用水の水资源確保や漁場環境改善に資する除間伐等の森林整備の推進

4 環境

- ・鳥獣被害対策本部による被害防除、生息地管理、個体管理等総合的な対策推進
- ・関係部局が連携した琵琶湖南部における水草の駆除対策の推進
- ・「琵琶湖環境研究推進機構」における琵琶湖在来魚介類のぎわい復活に向けた連携研究の推進

5 福祉・医療

- ・高齢者の健康づくりや障害のある人の就労訓練・雇用のための農園の設置推進
- ・医学・農学系大学と生産者との医農連携による滋賀の食材の持つ機能性や健康面での効用の分析と活用を推進

6 防災等

- ・関係部局との連携による社会インフラの戦略的維持管理と災害に強い県土づくり
- ・高病原性鳥インフルエンザ等畜産防疫に係る危機管理体制の充実強化

VI 計画の推進

1 各主体との連携

- ・市町・国との連携協力・JAグループ滋賀との協定など

2 試験研究および普及事業を通じた計画の推進

- ・目指す姿を実現するための試験研究の推進
- ・施策推進のための効果的な普及事業の展開

<参考資料>

「世界農業遺産」認定に向けた取組の促進について

- 農業水利システムと魚のゆりかご水田が織りなす琵琶湖と共生する環境こだわり農業について、県独自の農業システムとして「世界農業遺産」の認定を目指して取組を促進していくとするもの。
- 基本計画の計画期間である平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間をかけて取組を進め、申請できる水準まで中身を磨き上げるとともに、県民運動となるよう県内における気運を高めていく。
- こうした取組を通じて、県内の生産者の誇りと意欲の向上につなげていく。さらに、こうしたシステムで生産される農畜水産物の持つ高い価値をアピールし、県産物のブランド力の強化を図ることをねらいとしている。

世界農業遺産	世界遺産	日本遺産
<ul style="list-style-type: none">・Globally Important Agricultural Heritage System (GLAHS ジアス)・社会や環境に適応しながら、何世代にもわたり形作られてきた農業上の土地利用とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農業システム・認定基準は、①食料および生計の保障、②生物多様性および生態系機能、③知識システムおよび適応技術、④文化、価値観および社会組織（農文化）、⑤優れた景観および土地と水资源管理の特徴。・国連食糧農業機関（FAO）が認定・世界では 13 か国 31 地域が認定（2014.8 現在）。日本では新潟県佐渡地域、石川県能登地域、静岡県掛川周辺地域、熊本県阿蘇地域、大分県国東半島宇佐地域の 5 地域が認定されている。	<ul style="list-style-type: none">・World Heritage・1972 年の第 17 回 UNESCO 総会で採択された世界遺産条約の中で定義。・地球の生成と人類の歴史によって生み出され、過去から現在へと引き継がれてきたかけがえのない宝物。人類共通の遺産。・世界遺産には、文化遺産、自然遺産、複合遺産の 3 種類があり、有形の不動産が対象。・登録されているのは、1,007 件（文化 779、自然 197、複合 31）（2014.12 現在）	<ul style="list-style-type: none">・Japan Heritage・地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定するもの。有形、無形の様々な文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に発信することにより地域の活性化を図ること目的。・文化庁が認定・平成 27 年度に 18 件認定、うち 1 件が「琵琶湖とその水辺景観～祈りと暮らしの水遺産」